

平成27年度第1回大阪府医療費適正化計画推進審議会

日時 平成28年1月25日（月）
午後1時から午後3時
場所 日本赤十字社大阪府支部（大阪赤十字会館）
302会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 個別施策の平成26年度実施状況と評価について 【資料1】
- (2) 次期（第3期）医療費適正化計画の策定について 【資料2、資料3】
- (3) その他

3 閉 会

資料集目次

【ホッチキス止め資料】

○大阪府医療費適正化計画推進審議会 委員名簿	・・・	1
○平成27年度第1回大阪府医療費適正化計画推進審議会 配席図	・・・	2
○大阪府附属機関条例（抜粋）	・・・	3
○大阪府医療費適正化計画推進審議会規則	・・・	5
○第2期大阪府医療費適正化計画医療費適正化に向けた目標【総括表】	・・・	7
○策定プロセスの見直しについて	・・・	8

【クリップ止め資料】

≪資料1≫ 第2期大阪府医療費適正化計画 個別施策の実施状況と評価（平成26年度）	(別 冊)
≪資料2≫ 医療費適正化基本方針の大枠について	(別 冊)
≪資料3≫ 第3期医療費適正化計画の策定について(案)	(別 冊)

大阪府医療費適正化計画推進審議会 委員名簿

(50音順；敬称略)

	団体・役職名	委員
1	大阪大学大学院教授	いそ 磯 ひろやす 博康
2	(一社) 大阪府薬剤師会副会長	おしま 尾島 ひろし 博司
3	大阪府国民健康保険団体連合会専務理事	かなた 金田 とおる 透
4	健康保険組合連合会大阪連合会理事	きた 喜多 まさお 眞生
5	(一社) 大阪府歯科医師会理事	きたがき 北垣 ひでとし 英俊
6	大阪がん循環器病予防センター副所長	きやま 木山 まさひこ 昌彦
7	四條畷市 健康・保険担当部長	こうづ 高津 かずのり 和憲
8	(一社) 大阪府医師会副会長	たかい 高井 やすゆき 康之
9	全国健康保険協会大阪支部長	ひらの 平野 やすお 保生

大阪府附属機関条例（抜粋）

（趣旨）

第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第四項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2 前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

（報酬）

第三条 委員等の報酬の額は、日額九千六百円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

（費用弁償）

第四条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

（支給方法）

第五条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関の組織、委員等の報酬及び費用弁償の額その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

別表第一（第二条関係）

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
(中略)	(中略)
大阪府医療費適正化計画推進審議会	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号) 第九条第一項の規定による大阪府医療費適正化計画の策定、同法第十二条第一項の評価その他大阪府医療費適正化計画の推進に関する施策についての調査審議に関する事務
(以下略)	(以下略)

大阪府医療費適正化計画推進審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の規定に基づき、大阪府医療費適正化計画推進審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じて、大阪府附属機関条例別表第一第一号に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 医療を担当する者の意見を代表する者
- 三 医療保険関係団体の意見を代表する者
- 四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第六条 審議会は、必要があるときは、関係者から意見を聴くことができる。

(報酬)

第七条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。

(費用弁償)

第八条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七

号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、健康医療部において行う。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 2 期大阪府医療費適正化計画
医療費適正化に向けた目標【総括表】

項 目		第 1 期目標策定時 (平成20年度)	第 1 期目標値 (平成24年度)	第 2 期目標値 (平成29年度)	
(1) 住民の健康の保持の推進	①特定健康診査受診率	34.2%	70%以上	70%以上	
	②特定保健指導実施率	5.5%	45%以上	45%以上	
	③メタリック・ドーム該当者及び予備群減少率	—	▲10%以上	▲25%以上 ※平成20年度との比較	
	④たばこ対策(新規)	男性喫煙率 39.8% 女性喫煙率 13.8% ※平成19年度の数値	—	男性喫煙率 20%以下 女性喫煙率 5%以下	
(2) 医療の効率的な提供の推進	①平均在院日数	29.6 日	28.0 日	28.5 日	
	②ジェネリック医薬品使用促進(新規)	18.6% ※平成21年度の数値	適正な使用を前提に 普及啓発推進	数量ベースで 全国平均以上	
	療養病床数	23,857 病床	14,792 病床	(設定せず)	
(3) 府の医療費の特徴に 対して	①糖尿病患者数	—	有病者 ▲5%以上 予備群 ▲10%以上	糖尿病患者数を、 平成24年度比で 現状維持	
	②がん(新規)	胃がん検診	22.1%	—	40%以上
		肺がん検診	17.2%	—	35%以上
		大腸がん検診	20.6%	—	30%以上
		子宮がん検診	18.3%	—	35%以上
		乳がん検診	14.9%	—	40%以上
	がん死亡率	95.9	—	75歳未満 がんの 年齢調整死亡率 (10万人対) 68.1	
	③療養費の適正支給(新規)	総医療費に 占める割合 国保 4.33% 後期 3.17%	—	適正支給に つながるよう 啓発推進	
レセプトデータを活用した効果的な保健指導	—	効果的な 保健指導体制 の確立	(設定せず)		

策定プロセスの見直し

POINT

- 医療計画・介護保険事業支援計画との整合性を踏まえ、**計画期間を『6年』に変更**
- PDCAサイクルの強化を図る観点から、**『毎年度の進捗状況管理』を導入し、次期計画策定等に反映**（これまでは、計画期間終了後に実績評価を行うこととしていた。）

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
医療計画		←		5年			←		6年				←
介護保険事業支援計画		←		3年			←		3年		3年		←
医療費適正化計画	現行	←		5年									
	見直し後	←		5年			6年						
				○			●						
				▲	▲	▲	●	▲	▲	▲	▲	■	●
									6年		次期計画に反映		

○ 中間評価 ▲ 進捗状況の公表 ■ 進捗状況の調査・分析結果の公表 ● 実績評価

※第二期計画の中間評価に代わり、進捗状況の公表を実施

※第三期計画(平成30年度～)については、前倒し実施